

法定調書の提出と償却資産の申告

年末調整が終わりましたが、一息つく間もなく1月は税務が忙しくなってくる時期です。

令和7年1月末提出期限のものは「法定調書」、「償却資産申告書」、「給与支払報告書」等があります。

その中で今回は「法定調書」と「償却資産」について説明させていただきます。

法定調書と法定調書合計表

法定調書とは、給料、報酬、料金などの支払者がそれらの1年分の支払いについて、支払先の住所、氏名、支払金額などを、決められた様式に従って記載した書類を言います。これは税務署が適正な課税を確保することを目的に、支払の事実を掴むため提出を義務付けています。

法定調書は全部で60種類ありますが、全部は紹介できないので、一般的に会社が提出しなければならない主要な法定調書6つについて説明していきます。

1. 給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書

令和6年中に給与を支払った場合、すべての受給者について作成し、源泉徴収票を税務署に、給与支払報告書を市区町村に提出します。なお給与支払報告書は全員分の提出が求められますが、源泉徴収票はその年の支払額によって、下記の通り、提出範囲が決められています。

区分	法人役員	一般社員	弁護士・司法書士・税理士等※
年末調整あり	150万円超	500万円超	250万円超
年末調整なし	50万円超	50万円超	50万円超
退職した年	50万円超	250万円超	250万円超

※弁護士等に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、下記3「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。

2. 退職所得の源泉徴収票と特別徴収票

令和6年中に法人の役員に対して退職手当等を支払った場合、源泉徴収票を税務署に特別徴収票を市区町村に提出します。提出期限はどちらも退職後1か月以内ですが、源泉徴収票は1月末日までにまとめて提出してもかまいません。
尚、死亡退職による退職手当を支払った場合は書式が異なります。

3. 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

弁護士や税理士といった士業を営む個人の方に報酬を支払った場合、また、原稿料や講演料を支払ったとき等にもこの支払調書を提出します。

但し、一定金額以下については提出する必要がなく、例えば、弁護士や税理士の報酬の場合は令和6年中の支払金額が5万円以下、社会保険診療報酬・外交員・ホステス等の場合は50万円以下であれば提出の必要がありません。

4. 不動産の使用料等の支払調書

不動産等の借受けの対価(家賃や駐車場代、更新料等)を支払った場合に提出します。

なお、同一人に対して令和6年中の支払合計額が15万円超の場合に提出します。

また、法人に支払った不動産の使用料等は権利金、更新料等のみ提出が必要となります。

5. 不動産の譲受けの対価の支払調書

不動産等を譲受け、対価を支払った場合。同一人に対して
令和6年中の支払合計額が100万円超の場合に提出します。

6. 不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書

不動産等の売却や貸付のあっせん手数料の支払いをした場合。同一人に対して
令和6年中の支払合計額が15万円超の場合に提出します。

⑤ これらの法定調書を税務署に提出する際には、各法定調書の提出人数や合計金額を1枚にまとめた「法定調書合計表」という書類を添付しなければなりません。

また、提出する法定調書が1枚もない場合でも、「該当なし」と書いて提出しなければなりません。

償却資産の申告

土地・家屋以外にも、固定資産税が課される資産があります。それが償却資産です。

償却資産とは、会社や個人で工場・商店・不動産賃貸業などを経営している方が、その事業のために用いることが出来る機械・器具・備品・構築物などの資産を言います。

令和7年1月1日現在で所有している償却資産が所存する市区町村に、その内容について申告する必要があります。下の算式により税額を算出し、6月上旬頃に納税通知書が交付されます。

課税標準額(1,000円未満切捨て)×税率(100分の1.4)＝税額(100円未満切捨て)

***課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません**

⑤ 申告しなければならない人

令和7年1月1日現在において、各市区町村に償却資産を所有している人

⑤ 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することが出来る資産

⑤ 申告の必要がない資産(償却資産の対象とならないもの)

自動車税・軽自動車税の課税対象のもの

無形固定資産・繰延資産

耐用年数が1年未満、取得価額が10万円未満の償却資産で、一時に損金算入しているもの

取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの

取得価額が20万円未満のリース資産(平成20年4月1日以降に締結されたもの)

※ 固定資産税における取扱では、家屋と償却資産を区分して評価します。造作、電気設備、ガス設備、給排水設備等の建築設備等は、その建築設備等の内容、及び、家屋との所有関係により、償却資産の対象となる場合もあります。

⑤ 過年度の遡及について

調査に伴う申告内容の修正や申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく資産を取得された翌年度まで(5年または7年)遡及されることとなりますので**申告漏れにはご注意ください**。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。